

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き〔平成27年1月総務省〕に定める評価基準及び評価方法による。なお、平成26年度までに取得した土地のうち、取得価額が判明しないものについては、再調達価額で評価した。

なお、一部の連結対象団体（地方三公社、株式会社、公益財団法人）においては、原則、取得原価としている。

2. 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

償却原価法による。

② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるものについては、年度末日の市場価格に基づく時価法による。市場価格のないものについては、取得原価による移動平均法による。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等

移動平均法による原価法、最終仕入原価法を採用。

4. 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）

定額法を採用。

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっている。

② 無形固定資産

定額法を採用。

5. 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

個別に回収可能性を判断している。

ただし、一部の連結対象団体においては、実績率による回収不能見込額、法人税法に規定する法定繰入率により計上している。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上している。

③ 退職手当引当金

健全化判断比率の算定方法に基づいて算定している。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

7. 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払を含む。）を、資金の範囲としている。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっている。

9. 連結対象団体の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

該当なし。

II. 重要な会計方針の変更等

1. 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

重要な会計方針の変更はない。

2. 表示方法を変更した場合には、その旨

該当する事象なし。

3. 連結資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が連結資金収支計算書に与えている影響の内容

該当する事象なし。

III. 重要な後発事象

1. 主要な業務の改廃

該当する事象なし。

2. 組織・機構の大幅な変更

該当する事象なし。

3. 地方財政制度の大幅な改正

該当する事象なし。

4. 重大な災害等の発生

該当する事象なし。

5. その他重要な後発事象

該当する事象なし。

IV. 偶発債務

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

限度額 2,400,000千円

うち財政健全化法の将来負担比率の算定上将来負担額とした額 1,122,998千円

2. 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当する事象なし。

3. その他主要な偶発債務

該当する事象なし。

V. 追加情報

1. 連結対象団体（会計）

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-
工業用水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-
観光施設事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
特定地域生活排水処理事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
国民健康保険事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
介護保険事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
後期高齢者医療事業会計	地方公営事業会計	全部連結	-
御殿場市・小山町広域行政組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	76.1%
駿東地区交通災害共済組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	56.1%
静岡県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.0%
御殿場市小山町土地開発公社	地方三公社	全部連結	-
御殿場総合サービス(株)	第三セクター等	全部連結	-
御殿場まちづくり(株)	第三セクター等	全部連結	-
(公財)駿東勤労者福祉サービスセンター	第三セクター等	全部連結	-

連結の方法は次のとおりです。

①地方公営企業会計は、すべて連結の対象としている。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているものについては、連結対象団体（会計）の対象外としている。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合がある。

②一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としている。

③地方独立行政法人は、すべて全部連結の対象としている。

④地方三公社は、すべて全部連結の対象としている。

⑤第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としている。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としている。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合がある。

2. 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

企業会計方式を採用している会計では、出納整理期間がなく3月末日現在で、一般会計等に対する未収金・未払金等として計上しているため、出納整理期間中に支払われたものについては、これらを現金決済したものとして調整している。

（根拠条文：地方自治法第235条の5）

「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」

3. 表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨

記載金額は、原則として千円未満を四捨五入し表示しているため、合計が一致しない場合がある。

4. 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

5. 減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額

該当なし。